

第8回「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価技術検討委員会」 議事概要(案)

【開催日時】 平成18年 3月 1日(水)10:00~12:00

【開催場所】 アジュール竹芝 13F 飛鳥の間

【資料】 資料 - 1 第7回「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価技術検討委員会」議事概要(案)

資料 - 2 環境影響評価準備書の手続きの状況

資料 - 3 準備書に対する主な知事意見と対応方針案

資料 - 4 環境保全措置及び環境監視

資料 - 5 今後のスケジュール

1. 開会挨拶

2. 議 事

- ・ 各資料に基づき説明を行った。
- ・ 各委員から以下の発言があった。

3 - 2 . 環境影響評価準備書の手続きの状況について

3 - 3 . 準備書に対する都県知事の意見について

委 員：資料 - 3、主な知事意見への対応方針案では、「必要に応じ代償措置を含む環境保全措置を実施する」とした上で、「また」以下に関東地方整備局としての別の取り組みを紹介しているが、代償措置は「また」以下の取り組みとは別に実施されるところでよいのか。

事務局：知事意見で、東京湾全体の環境改善への国土交通省の姿勢を問われたため、これに対する見解として「東京湾水環境再生計画(仮称)」を例示して姿勢を示した。

委 員：事業実施区域周辺及び東京湾全体を対象とした調査を実施していると聞くが、調査結果はどのように活用されるか。

事務局：現在調査中であり、評価書へ反映できる段階ではない。調査結果は、参考資料-3の「東京湾環境情報センター」のホームページで公表する予定である。

委 員：資料 - 3、主な知事意見への対応方針案で、「・・・に及ぼす影響は小さいと考えられる。」という表現について、小さいとはいえ影響はあると言うからにはもう

第8回「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価技術検討委員会」 議事概要(案)

少し配慮する必要があるのではないか。

事務局：「影響は小さい」という表現については、事業者としてどのような配慮を実施するのかという記述を、なるべく具体的にきちんとしていく形で対応していきたい。

委員：不確実性のあるはずの予測評価に対して、一律な表現で記載されると、不確実性への配慮がされていないと感じる。

事務局：不確実性については、資料 - 4にあるように、数値シミュレーション等では把握しきれない実際上の影響を把握することを明言した上で、事後調査および継続調査を実施して、適宜、環境保全措置を実施する。

委員：知事意見はかなり詳細なものだが、全ての意見に対応するのか。

事務局：基本的には、何らかの対応をする。対応方法は、知事意見で示された通りの方法だけでなく、既存文献等による確認等を含めて実施する。

委員：この委員会の場で知事意見に対する事業者見解について詳細な議論をするのか。別途議論の場を設ける予定はあるか。

事務局：本委員会では、主な知事意見と対応方針案を示させて頂いた。個々の見解については現在検討中である。別途議論の場を設ける予定はない。準備書作成の際には委員会でご指導頂いたが、今回は報告という形をとりたい。

委員長：委員会は相談されたことに対して考えを言う場と考える。

3 - 4 . 環境保全措置及び環境監視について

委員：環境監視委員会はどのような役割か。また環境監視調査の予算措置や体制について教えて欲しい。

事務局：環境監視委員会の詳細は現在検討中であるが、事業者に対して中立的な立場で、工事の中止を決断する権限を持つことを検討している。また、調査は継続して実施する必要があることから、予算措置は、事業終了後も継続して計上することを検討している。

委員：事後調査は最善を尽くして実施して頂きたい。

委員：環境監視調査及び環境監視委員会、事業実施区域周辺及び東京湾全体を対象とした調査は、調査結果を共有できると思うので、連携体制、役割分担を詳しく記載

第8回「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価技術検討委員会」 議事概要(案)

してはどうか。また、「東京湾水環境再生計画（仮称）」での東京湾全体の検討と、環境監視調査や継続調査などの羽田周辺の検討の連携体制についても、記載があった方が良いのではないか。

事務局：指摘の通りであるが、現時点では検討中である。

委員：資料 - 4、「存在・供用時における環境監視」の大気質において「空港周辺的一般環境大気測定局の測定データを収集・整理する」とあるが、この事業のための監視調査を行わないのか。

事務局：「供用後の航空機等から排出される排ガスについてモニタリングするべきではないか」という神奈川県知事意見への対応として考えている調査であり、航空機そのものからの排出ガスの測定は難しいため、原単位を使用して算定し、一般大気測定局での測定結果をバックグラウンドデータとして用いることを考えている。

委員：供用後の航空機等から排出される排ガスや工事中に排出される排ガスについて、一般大気測定局のデータを収集・整理することで、供用開始後及び工事中の変化をどこまで解析できるのか疑問である。

事務局：大気質に限らず、調査項目の全てに言えることであるが、環境監視は異常値が出たかどうか監視するものである。ただし、異常値が出た場合、監視委員会では影響要因の特定まで議論しなければならないと思うので、その段階で、適宜、追加調査を行う。

委員：異常値をどのように設定するのか。

事務局：監視計画策定の際に、今後議論しなければならないと考える。

委員：航空機騒音に関する住民からの苦情は、最大値によって出る。評価書では、事業者として予測はWECPNLで実施しているが、WECPNLと最大値の関係を把握した上で予測していることや、運行回数、運行時間及び上昇方法など、最大値を減らす努力をしていることを、記載すべきである。

事務局：指摘を踏まえて環境影響評価、環境監視に臨む。評価書では、可能な地点ではW値に加えて最大値を記載し、飛行経路は極力海上に設定していることなどについても記載する。

委員：環境監視計画では、短期間で影響の有無を確認できる項目の他、東京湾全体や地

第8回「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価技術検討委員会」 議事概要(案)

球温暖化という視点で考えて、長期間の監視が必要な項目を整理して、継続して調査していただきたい。

委員長：以上の意見を十分に参考にしていきたい。

3 - 5 . 今後の予定について

事務局：評価書に関しては、委員の方々にご意見をお伺いすることはあるが、基本的に、我々の責任で作成することを考えている。

委員：資料 1で、「有識者からなる委員会のご指導を受け、環境の現状の整理及び数値シミュレーション・・・」という箇所がある。責任を回避するつもりはないが、このようなスタンスであれば、委員としての関わり方を議論することが必要になってくる。記載は慎重に行って頂きたい。

事務局：ご指摘頂いた文書は、住民意見に対する事業者の見解として既に公表した為、修正はできない。評価書の段階では慎重に進めたい。